

2024年10月1日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社 きらやか銀行

普通預金規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）は、普通預金媒体不発行口に関する取扱い変更に伴い、普通預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。

記

1. 対象となる規定  
「普通預金規定」

2. 改定日  
2024年10月1日（火）

3. 改定内容  
普通預金規定について、以下のとおり改定いたします。

改定前	改定後
<p>21. 媒体不発行口(明細発行有り、明細発行無し) (1)～(10)省略 <u>右記追加</u></p> <p>(11)本規定に特段の定めがない場合は、普通預金規定を準用するものとします。 (12)本規定と普通預金規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。</p>	<p>21. 媒体不発行口(明細発行有り、明細発行無し) (1)～(10)省略 <u>(11)当行所定の手続きにより媒体不発行口から有通帳口座に切替えることができます。なお、有通帳への切替にあたっては、当行が定める手数料が必要となります。</u> <u>(12)本規定に特段の定めがない場合は、普通預金規定を準用するものとします。</u> <u>(13)本規定と普通預金規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。</u></p>

以上

本件に関するお問合せ先  
事務部事務課 担当者 福原・川合  
電話番号 023-631-0001（代表）